○財務省令第九十二号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第十号又は第十一号」を「第十一号若しくは第十二号」に、「第七号」を「第八号」に改める。

第三百八十七条第六号中「第五十八条」を「第四十二条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○農林水産省令第八十八号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六十一条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十二条において準用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十二条第三項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。）以外のもの」を削る。

第六条の二第三項中「住民基本台帳法」の下に「第七条第八号の二に規定する個人番号（第十条の二第二項において「個人番号」という。）又は同法」を加える。

第十条の二第二項中「係る」の下に「個人番号又は」を加える。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（特例障害農林年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合）

第三十五条の二　特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十二条第三項の農林水産省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものは、特例障害農林年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による存続組合の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合（同項第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

2　特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十二条第三項の農林水産省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものは、特例障害農林年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による存続組合の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号又は第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

告　示

国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第二号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十八号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）の施行に伴い、平成二十六年国家公安委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第四号（租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第一号に規定する試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定の行う認定に関する手続を定めた件）及び平成二十六年国家公安委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第四号（租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十二月二十八日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

文部科学大臣　馳　浩

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　森山　**裕**

経済産業大臣　林　幹雄

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　森山　**裕**

環境大臣　大塚　珠代

防衛大臣　中谷　元

（租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第一号に規定する試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件の一部改正）

第一条　平成二十六年国家公安委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第二号（租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条の六第七項第一号」を「第五条の六第九項第一号」に改め、同条第二項第三号中「第五条の三第十二項第一号」を「第五条の三第九項第一号」に改め、同条第三項中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

様式中「第5条の3第12項第1号」を「第5条の3第9項第1号」に、「第5条の6第7項第1号」を「第5条の6第9項第1号」に、「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。